

「使用済燃料管理の安全及び放射性廃棄物管理の安全に関する合同条約」
について

平成9年9月30日

原子力安全国際室

1日から5日にかけてウィーンのIAEA本部で開催された外交会議において標記条約が投票の結果、賛成多数で採択された。本条約は、使用済燃料及び放射性廃棄物の安全管理に関する原則的事項について、各国が提出した条約実施措置等に関する報告書をレビューすることにより、各国の安全水準を高めていこうとする奨励的性格を有するものであり、その概要は以下のとおりである。

概要

(1) 目的

- ①使用済燃料及び放射性廃棄物の管理において、高い水準の安全を世界的に達成及び維持すること。
- ②現在及び将来において、個人・社会・環境を防護するため、使用済燃料及び放射性廃棄物管理の全ての段階において効果的な防護を確立すること。
- ③事故の発生を防止し、事故発生時の影響を緩和すること。

(2) 適用範囲

- ・民生用原子炉から発生する使用済燃料の管理及び民生の原子力利用から発生する放射性廃棄物の管理に適用する。
- ・軍事利用から発生する使用済燃料及び放射性廃棄物については、軍事プログラム下にある間は締約国が宣言したものだけに適用し、これが民生プログラム下に移行し、管理される段階になった以降は全てに適用する。

(3) 安全要件

使用済燃料及び放射性廃棄物の管理施設について、立地、設計、建設、安全評価、運転、廃止等、立地から廃止に至る過程において適切な措置をとることを規定。

(4) 国境間移動

使用済燃料及び放射性廃棄物の国境を越える移動について、発送国が受領国に事前通報し、同意を得ること等を規定。なお、通過国（その領域において国境間移動が計画・予定されている国）の通過については、国際的義務に従うとの一般的な規定となっている。

(5) 検討会合と報告事項

各国が提出する条約実施措置等に関する報告書を互いにレビューする検討会合が定期的に行われる。具体的な報告事項は以下のとおり。

- ・使用済燃料及び放射性廃棄物の管理に関する政策、実施措置
- ・放射性廃棄物の定義・分類に関する判断基準
- ・使用済燃料及び放射性廃棄物の管理施設のリスト
- ・使用済燃料及び放射性廃棄物のインベントリ等

今後の予定

本条約は今年29日から開かれる総会の初日に署名開放され、運転中の原子力発電所を有する国15ヶ国を含む25ヶ国が批准書をIAEA事務局長に寄託した日から90日後に発効する。また、検討会合における報告書の内容、レビュー方法等を議論するための準備会合は条約発効後6ヶ月以内に開催される。

以上